

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）27条1項3号の規定に基づく入所措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年8月27日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生。以下「本児」という。）に係る法27条1項3号の規定に基づく児童福祉施設への入所措置決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

自分は姉弟を離すことはしたくないと強く訴えた。自分のしたことを強く反省している事も伝えた。家庭裁判所により強制措置が決まってしまった。自分が最後に〇〇児相に行き、刑法の話等の話し合いに行った際に3人で圧をかけるように話してきた。自分は予定があるのでと言うまでずっと3人で話をし、恐怖を覚えた。また、一時保護所にいると聞いていたのが、家裁の書類を見

ると里親のもとにいると記載があった。自分は里親のもとにいる事を聞いていない。聞いていたのは一時保護所だけです。判決が出ていないのに里親をママパパと呼んでいることも知り傷ついた。児相の説明不足、対応には納得がいかない。今回の措置決定通知には納得が出来ない為、審査請求する。

さらに、児相職員の娘への接近を禁止してもらいたい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 4月 18日	諮問
令和 4年 5月 27日	審議（第66回第2部会）
令和 4年 6月 17日	審議（第67回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要

があると認めるときは、法 26 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として、次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないと規定している。

そして、同項 2 号は、児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させることについて、また、同項 3 号は、児童を養護施設等の児童福祉施設に入所させる措置について規定している。

東京都においては、同項の措置を採る知事の権限は、法 32 条 1 項及び法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されている。このことは、法 28 条 1 項 1 号の規定により 27 条 1 項 3 号の措置を採る場合を含む。

したがって、東京都においては、児童相談所長が、法 25 条による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときに、法 27 条 1 項各号の措置を採るべきことになる。

- (2) 法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を

把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

(3)ア 法 27 条 1 項は、上記報告のあった児童について、「次の各号の一の措置を採らなければならない」とし、

イ 法 27 条 4 項によれば、同条 1 項 3 号の措置は、児童に親権を行う者等があるときは、少年法 18 条 2 項の規定による送致のあった児童につき同条同項の措置を採る場合を除いては、その親権者等の意に反して、これを採ることができないとされている。

その一方で、法 28 条 1 項 1 号によれば、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法 27 条 1 項 3 号の措置を採ることが親権者等の意に反するときは、都道府県は、保護者が親権者等であるときは、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができるとされている。

ウ 東京地方裁判所の児童福祉施設入所措置決定取消請求事件の平成 20 年 7 月 11 日判決（裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載）によれば、「保護者である親権者等の意に反して施設入所等の措置を採ることについて、家庭裁判所の承認の審判が条件とされているのは、施設入所等の措置が、親権者等の監護権等の制限のみならず、児童の身体の拘束等も伴う措置であることから、親権者等による監護の継続が著しく児童の福祉を害するとの要件（法 28 条 1 項）の認定・判断に加え、児童の福祉、親権者等の権利及び双方の比較衡量の総合的な観点からの当該措置の相当性の判断を、行政機関ではなく、親権の行使及び未成年後見について監督的立場にある家

庭裁判所の専権にゆだね、行政機関は、家庭裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものとすることにより、児童の福祉の保護及び親権又は後見の擁護の各要請を適切かつ調和的に確保する趣旨によるもの」と解されており、上記「制度の趣旨等によれば、①児童福祉法28条1項所定の要件の有無（虐待の事実など児童の福祉を害する事情の有無）、当該措置の相当性といった承認の実体要件のみならず、②審判の手続要件を含め、当該審判手続及びその上訴審手続で争うことができる事由については、児童福祉法及び関連法令上、専ら当該審判手続及びその上訴審手続において争うことが予定されており、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不尽・手続違背等の実体上又は手続上の不服についても、憲法違反の不服を含め、すべて抗告、特別抗告、許可抗告の上訴審手続の中で争うべき事柄であって、抗告棄却の決定を経るなどして承認の審判が有効に確定した以上、親権者等は、後行の手続において、これらの不服を主張して確定審判の適法性を争うことはできず、また、上記①の実体要件について、確定審判の基準時以前の事情に基づき確定審判の認定・判断に反する主張をしてこれを争うことはできないと解するのが相当である。」とされている。

## 2 本件処分についての検討

- (1) これを本件処分についてみると、本児について、請求人が本児を叩いた旨を長女が話したのと、これまでも叩くことが度々あったので、母（請求人）から不適切な養育を受けている疑いがあり、法33条1項により、処分庁は本児を一時保護したことが認められる。

また、家庭復帰に向けた担当職員と請求人との話合いの際にも、柵を作って部屋から出ないようにする、監視カメラを付け

24時間本児を監視すると請求人は述べるなど、請求人から本児の権利を尊重する養育が可能とは言い難い発言が認められる。

- (2) 次に処分庁は、本児を児童養護施設に入所させることについて、本児の保護者であり親権者である請求人の承諾が得られなかったことから、家裁に対し、法28条1項1号の規定に基づき、家事審判の申立てを行い、審判により本児の児童養護施設への入所が承認されたため、令和3年8月12日を入所開始日として本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、法28条1項1号の規定に則って、本児を請求人に監護させることが著しく本件児童の福祉を害する場合に当たるとして、審判による本件処分についての承認を経た上で行われたものであり、かつ、当該審判は、既に審判の結果が確定しているところであるから上記1・(3)・ウのとおり確定審判の適法性を争うことはできず、本件処分を違法又は不当なものとは判断することはできない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであることから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、担当職員が本児と接触することを禁止するよう求めているが、行政不服審査法上、請求人は処分の取消又は変更しか審査請求ができないことから、請求人の要求はもとより失当である。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来